

宜野湾市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業 協力金 よくあるご質問

※併せて、申請要領も必ずご確認ください。

令和5年12月21日時点

質 問		回 答
I 週の考え方について		
1	週の考え方は自由に設定してよいか。	これまでと変更になり、 <u>月曜日から日曜日を1週間</u> としていますので自由に設定することはできません。
II 対象となる接種について		
1	結果として予診のみとなった場合も対象となるか。	予診のみの場合は対象となりません。
2	自院での医療従事者への接種や高齢者施設等での巡回接種も接種回数に含むことができるか。	対象となります。
3	集団接種会場での接種は対象となるか。	集団接種会場での接種は対象となりません。
III 「特別な接種体制」について		
1	「特別な体制を確保した場合」とはどのような体制か。	時間外、夜間又は休日に接種をすることをホームページや掲示物等で標榜（PR）し、時間外等に接種を希望する方が接種をできるような体制を用意していただくことです。 ※時間外、夜間又は休日に、市町村の集団接種会場へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を確保」したとみなし、要件を満たしたことになります（但し、当協力金の接種回数のカウントに含めることはできません）
2	時間外、夜間又は休日の考え方は何か。	時間外⇒医療機関の標榜する診療時間以外の時間帯 夜 間⇒18時以降（医療機関の診療時間に関わりません） 休 日⇒土・日・祝日いずれか（医療機関の診療日に関わりません）
3	当初に予定していなかった接種時間がずれ込み、偶発的に時間外の時間帯に接種をすることとなった場合は支給要件に該当するか。	支給要件に該当しません。予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど予め接種可能な体制を用意していただく必要があります。

質 問		回 答
IV 申請について		
1	報告内容に誤りがあったので訂正したい。	<p>支給決定状況により対応が異なりますので、まずは宜野湾市新型コロナワクチン接種プロジェクト・チームまでご連絡下さい。</p> <p>【交付決定前の場合】 ⇒市担当まで連絡のうえ、修正報告をお願いします。</p> <p>【交付決定後（振込後）の場合】 ⇒市担当まで連絡のうえ、変更申請に係る手続きをお願いします。（変更申請に係る手続きは市担当から個別に調整します）</p>
V その他		
1	審査の結果、支給決定した場合はどのような連絡が来るのか。	指定の口座に振込みすることで通知（支給決定）に代えます。
2	令和6年4月以降はどのようなになるのか。	<p>※令和5年12月21日回答修正</p> <p>令和5年12月14日付、国の実施要綱改定に伴い本事業も令和6年3月3日まで事業期間を延長しております。<u>なお、本事業については第5期をもって終了となります。</u></p>